

日農浮羽聯合會の郡農會長獲得運動

日農浮羽聯合會に在りては、四月二十七日浮羽郡吉井町所在聯合會事務所に於て委員會を開催し、郡農會長或は副會長を、組合員選出農會總代中より銓衡力要求運動をすることとなり、各町村一名宛の實行委員（菊竹東造外十一名）を選定し、赴へて同月三十日郡農會當局に對し次の要求書を提出し其の實現方を要望したのである。

要 求 書

趣旨 吾等は郡下三千の組合員の總意を代表する日本農民組合浮羽聯合會の決議に基き郡農會長或は副會長を日本農民組合選出の村農會總代中より銓衡せられんことを要求す。

理由 現下農村の窮乏困憊は多年に渉る爲政者の農村輕視と資本主義經濟下の壓迫によるものにして近時其の逼迫益々激しく將に破綻に瀕するや或は職者之を云々するものありと雖も熱意に缺け實狀に

暗く口角徒に泡を發して實行力なく左顧右盼の内に農村は正に行路病死せんとする有様なり。

此の秋に當りて之か實質的更生を促すものは早や他力に非ずして農民自身の自覺と決意に依らざるべからず、之我等か多年農民組合を組織して政治經濟上死力を致す所以なり。吾等は之の重大危機に當り浮羽郡農民生活の興亡に最も直接的影響力を持つ郡農會の正常なる發展は我等十年の主張の線に沿ふてのみ初めて可能なることを確信し重大なる決意の裡に趣旨の如き要求を提出するものなり。

昭和十年四月三十日

日本農民組合浮羽聯合會

浮羽郡農會 御 中